

農業用機械等を導入したい(1)

経営体育成支援事業（国費）

担当課

農業振興課園芸畜産係 TEL 72-8238

本事業の役割

地域の中心経営体等に対し、農業用機械等の導入を支援します。

対象者は？

人・農地プランに位置付けられた中心経営体が対象です。

交付条件は？

次の2つの要件を満たす必要があります。

- (1)規模拡大やコスト削減に意欲的であること。
- (2)補助金額以上の融資の借入が可能であること。

どのような事業内容？

農業用機械等の価格の3/10の金額が補助されます。(上限300万円)

対象となる機械はトラクター、コンバイン、乾燥機、防除機等があります。

下限面積が設定されている機械の場合、目標年度までに下限面積を上回る必要があります。

手続はどうするの？

- (1)要望調査【1回目】(前年9～10月)
- (2)要望調査【2回目】(2月)
- (3)計画書の作成(4月)
- (4)申請書の提出(6月)
- (5)補助金の交付決定、事業着工(7～8月)
- (6)事業完了(9月)

